

(第7関係書類)

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業 実施計画書兼誓約書

年 月 日

(宛先) 長野市長

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業について、次のとおり実施します。

法人名			法人代表者印 (実印)	印
代表者	職名	氏名		
事務取扱者	氏名	連絡先		

1 介護支援専門員法定研修の受講計画

介護支援専門員 法定研修 受講者氏名	事業所種別	介護支援専門員 法定研修名称	法人が負担する 受講料 A	申請金額 $A \times 1/2$ (上限25,000円)
	事業所名			
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合計				円

2 誓約内容 (※すべての□にチェックがなければ交付を受けることができません。)

当法人は、 年度において、長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約及び同意します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- ☐ (1) 当該補助金を活用し法定研修を修了した職員は、長野市内の事業所で介護支援専門員として1年以上就労し、介護サービス計画作成に従事します。
- ☐ (2) 市税の滞納がなく、また、市税の納付状況について確認することに同意します。
- ☐ (3) 長野市暴力団排除条例（平成26年9月30日長野市条例第40号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人ではありません。
- ☐ (4) 他の公共機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていません。
- ☐ (5) 当該補助金受領後も市長が必要と判断した場合、立ち入り検査等に応じます。また、不正等が発覚した場合は速やかに補助金を返還します。

記入例

(第7関係書類)

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業 実施計画書兼誓約書

令和△年4月10日

(宛先) 長野市長

長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業について、次のとおり

法人代表者印（実印）
を押してください。

法人名	福祉法人 長野△△会			法人代表者印 (実印)	印
代表者	職名	理事長	氏名		
			長野 たろう		
事務取扱者	氏名	鶴賀 はるお	連絡先	026-△△△-△△△△	〇〇〇@〇〇.〇〇

1 介護支援専門員法定研修の受講計画

介護支援専門員 法定研修 受講者氏名	事業所種別	介護支援専門員 法定研修名称	法人が負担する 受講料 A	申請金額 A×1/2 (上限25,000円)
	事業所名			
東 一郎	居宅介護支援事業所	更新研修 実務経験者 初回 専門課程Ⅰ及びⅡ	52,400 円	25,000 円
	△△ケアセンター			
西 二子	居宅介護支援事業所	専門研修 専門課程Ⅰ	34,060 円	17,030 円
	△△ケアセンター			
南 三子	小規模多機能型居宅介護事業所	主任介護支援専門員研修	47,200 円	23,600 円
	小規模多機能型△△			
			円	円
			円	円
合計				65,630 円

2 誓約内容 (※すべての□にチェックがなければ交付を受けることができません。)

当法人は、令和△年度において、長野市介護支援専門員法定研修受講支援事業補助金の交付申請をするに当たり、次の事項について誓約及び同意します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- ☒ (1) 当該補助金を活用し法定研修を修了した職員は、長野市内の事業所で介護支援専門員として1年以上就労し、介護サービス計画作成に従事します。
- ☒ (2) 市税の滞納がなく、また、市税の納付状況について確認することに同意します。
- ☒ (3) 長野市暴力団排除条例（平成26年9月30日長野市条例第40号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する法人ではありません。
- ☒ (4) 他の公共機関等から補助対象経費について他の助成等を受け、又は受けようとしていません。
- ☒ (5) 当該補助金受領後も市長が必要と判断した場合、立ち入り検査等に応じます。また、不正等が発覚した場合は速やかに補助金を返還します。

令和 7 年度

介護支援専門員(ケアマネジャー)支援事業

～ 法定研修受講費用を助成します！～

市内で働くケアマネジャーの経済的な負担を軽減するとともに、市内事業所による安定したサービス提供の確保を図る目的で資格取得及び更新にかかる経費を市が一部補助します。

補助対象者	市内の介護サービス事業所等（＊）に勤務する介護支援専門員を雇用する者のうち、補助の対象となる研修受講料を全額負担する事業者		
補 助 額	補助の対象となる研修の受講費用（テキスト代含む）の 1/2 の額 ただし、1 研修あたり 25,000 円を限度とし、1 事業者あたり 5 人分まで		
補助の条件	当補助金を利用した介護支援専門員は、研修修了後 1 年以上、介護支援専門員として市内事業所に勤務し、ケアプランの作成に従事すること		
補助の対象となる研修	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員専門研修	介護支援専門員再研修
	介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員更新研修

（＊）市内の介護サービス事業所等

居宅介護支援、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

申請方法	必要書類を下記まで持参または郵送により提出してください。
	1) 受講予定の研修について、①<u>申請書</u> ②<u>実施計画書兼誓約書（法人代表者印を押したもの）</u>を提出してください。 * 最初の受講費を支払う前に申請してください。 * 令和 7 年度受講予定の研修はまとめて申請してください。（実務研修を除く。） * 実務研修は受講決定次第、速やかに提出してください。 2) 申請した全研修が修了後、次の書類を速やかに提出してください。 ①<u>実績報告書</u> ②<u>実施報告書</u> ③研修修了証明書の写し ④事業者あての受講費用の領収書の写し (受講者本人あての領収書の場合は、事業者が研修受講料を全額負担したことが証明できる書類（例：給与明細書等）も併せて提出) ⑤介護支援専門員証の写し（実務研修受講者のみ） ⑥<u>請求書</u>

* 申請書等の当事業に関する様式は長野市公式ホームページからダウンロードできます。

* 申請の受付期限は令和 7 年 12 月末を予定していますが、予算に限りがあるため、期限前でも上限に達し次第、受付を終了する場合があります。



問合せ・提出先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL 026-224-7935 FAX 026-224-8574

Email houkatsucare@city.nagano.lg.jp

【特養編】

「リハビリテーション・栄養・口腔の一体的取組」を学ぶ研修会
オンデマンド配信 開催要領

趣 旨 令和 6 年度介護報酬改定において、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組が評価される加算が新設されました。低栄養状態の改善には単に食事の調整だけでなく心身状態や生活環境等、様々な角度から課題を見つけ出し、多職種が協働して支援することが重要です。

本研修は事例に基づいた研修会となります。管理栄養士だけでなく、個別機能訓練や口腔の各専門職の声を聞き、お互いの役割について理解を深めると同時に自ら算定できることを目的にオンデマンドで実施することにしました。

今年度は、新たに特別養護老人ホームでの事例をもとに実施計画書の作成から算定までの流れを解説します。

主 催 (公社) 日本栄養士会

日 時 2025 年 4 月 1 日 (火) より申込、1 か月間の受講期間

申込締切

視聴月	申込締切	支払締切	視聴 URL 送付	申込翌月 1 日より視聴可能
5 月	4 月 20 日	4 月 25 日	4 月 30 日まで	5/1～5/31 1 か月間
6 月	5 月 20 日	5 月 25 日	5 月 30 日まで	6/1～6/30 1 か月間
7 月	6 月 20 日	6 月 25 日	6 月 30 日まで	7/1～7/31 1 か月間
8 月	7 月 20 日	7 月 25 日	7 月 30 日まで	8/1～8/31 1 か月間
9 月	8 月 20 日	8 月 25 日	8 月 30 日まで	9/1～9/30 1 か月間
10 月	9 月 20 日	9 月 25 日	9 月 30 日まで	10/1～10/31 1 か月間
11 月	10 月 20 日	10 月 25 日	10 月 30 日まで	11/1～11/30 1 か月間
12 月	11 月 20 日	11 月 25 日	11 月 30 日まで	12/1～12/31 1 か月間
1 月	12 月 20 日	12 月 25 日	12 月 28 日まで	1/1～1/31 1 か月間
2 月	1 月 20 日	1 月 25 日	1 月 30 日まで	2/1～2/28 1 か月間
3 月	2 月 20 日	2 月 25 日	2 月 28 日まで	3/1～3/31 1 か月間

配信方法 オンデマンド配信

パソコン・スマートフォン・タブレットをご用意の上、お支払い完了後にお送りする視聴 URL よりご参加ください。

参加対象 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）及びその他福祉事業所（通所介護、デイケア、認知症グループホーム等）に勤務する管理栄養士・栄養士

内 容 講義 60 分と確認テスト（解説付き）

「個別機能訓練・栄養・口腔の一体的取組の実務について」

講師：福祉職域事業推進委員会委員 根岸幸子（特別養護老人ホーム菱風苑）

受講料 11,000 円（税込）、[(公社) 日本栄養士会会員割引価格 1,100 円（税込）]

申込方法 (公社) 日本栄養士会ホームページ <https://www.dietitian.or.jp/> より、お申し込みください。お申し込み後、「申込受け付け」メールが届かない場合は、マイページより登録メールアドレスをご確認の上、ご連絡ください。

支払方法 受講料の支払いは、Web コンビニ支払いまたはクレジット支払いとさせていただきます。受講確定後、支払情報メールをお送りしますのでご確認の上、お支払いください。支払締切までに入金手続きが完了していない場合は、受講ができませんので予めご丁

承ください。

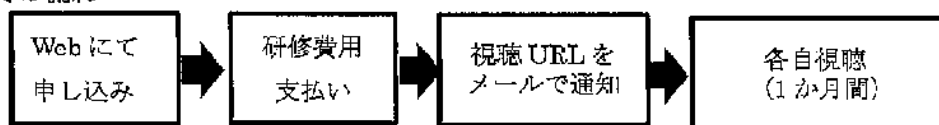
申込に関する注意事項

- ・既納の受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ・視聴URL が期日までに届かない場合には、fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp までご連絡ください。会員の皆様はマイページからご確認いただけます。

視聴における注意事項

- ・視聴URL は事前にお送りします。
- ・公益社団法人日本栄養士会プライバシーポリシー<https://www.dietitian.or.jp/privacy/> および利用規約 <https://www.dietitian.or.jp/terms/> をご確認ください。
- ・映像、掲載資料、文章、イラスト、ロゴ、写真、その他の著作物の著作権その他の権利は、当会又は第三者に帰属します。著作権法によって認められる場合を除き、著作権者の事前の許可なく、動画及び資料の一部または全部を、無断で複製（録画・録音・撮影・ダウンロードなど）し、それを転載転用・改変・配布・販売など、不正に利用することを固く禁じます。
- ・視聴には大量のデータ（パケット）通信を行うため、携帯・通信キャリア各社にて通信料が発生します。データ通信量が一定の基準に達した時点で通信会社での通信速度制限が行われることがあります。スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します。なお、発生したデータ通信費用について日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
- ・同一者の複数同時接続はできません。本研修会は、受講者のみの視聴を前提としていますので、受講者以外の方と一緒に視聴されたり、配信用アドレスを第三者に提供したりすることは厳にお控えください。
- ・視聴に問題が生じた場合は、必ずログアウトを行って、別の環境（デバイス、ブラウザ、回線等）でのご視聴をお試しください。
- ・視聴にあたり生じたいかなる損害について、日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。

受講までの流れ



生涯教育単位 実務研修 福祉関連法規・制度の理解 FS80-103 講義 1 単位

お問い合わせ先 〒105-0004

東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

公益社団法人日本栄養士会 福祉職域研修会担当係

TEL : 03-5425-6555 E-mail : fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp

【老健・通所リハビリ編】
「リハビリテーション・栄養・口腔の一体的取組」を学ぶ研修会
オンデマンド配信 開催要領

趣 旨 令和 6 年度介護報酬改定において、リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の一体的取組が評価される加算が新設されました。低栄養状態の改善には単に食事の調整だけでなく心身状態や生活環境等、様々な角度から課題を見つけ出し、多職種が協働して支援することが重要です。

本研修は事例に基づいた研修会となります。事例をもとに実施計画書の作成から算定までの流れを解説します。管理栄養士だけでなく、リハビリや口腔の各専門職の声を聞き、お互いの役割について理解を深めると同時に自ら算定できることを目的にオンデマンドで実施することになりました。

※本研修会は、2024 年度【令和 6 年度介護報酬改定対応】『「リハビリテーション・栄養・口腔の一体的取組」を学ぶ研修会』と同様のものです。

主 催 (公社) 日本栄養士会

日 時 2025 年 4 月 1 日 (火) より申込、1 か月間の受講期間

申込締切

視聴月	申込締切	支払締切	視聴 URL 送付	申込翌月 1 日より視聴可能
5 月	4 月 20 日	4 月 25 日	4 月 30 日まで	5/1～5/31 1 か月間
6 月	5 月 20 日	5 月 25 日	5 月 30 日まで	6/1～6/30 1 か月間
7 月	6 月 20 日	6 月 25 日	6 月 30 日まで	7/1～7/31 1 か月間
8 月	7 月 20 日	7 月 25 日	7 月 30 日まで	8/1～8/31 1 か月間
9 月	8 月 20 日	8 月 25 日	8 月 30 日まで	9/1～9/30 1 か月間
10 月	9 月 20 日	9 月 25 日	9 月 30 日まで	10/1～10/31 1 か月間
11 月	10 月 20 日	10 月 25 日	10 月 30 日まで	11/1～11/30 1 か月間
12 月	11 月 20 日	11 月 25 日	11 月 30 日まで	12/1～12/31 1 か月間
1 月	12 月 20 日	12 月 25 日	12 月 28 日まで	1/1～1/31 1 か月間
2 月	1 月 20 日	1 月 25 日	1 月 30 日まで	2/1～2/28 1 か月間
3 月	2 月 20 日	2 月 25 日	2 月 28 日まで	3/1～3/31 1 か月間

配信方法 オンデマンド配信

パソコン・スマートフォン・タブレットをご用意の上、お支払い完了後にお送りする視聴 URL よりご参加ください。

参加対象 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）及びその他福祉事業所（通所介護、デイケア、認知症グループホーム等）に勤務する管理栄養士・栄養士

内 容 講義 90 分

「リハビリテーション・栄養・口腔の一体的取組の実務について」

講師：福祉職域事業推進委員会委員 修行さやか（介護老人保健施設湯の里まとは）

受講料 11,000 円（税込）、[(公社) 日本栄養士会会員割引価格 1,100 円（税込）]

申込方法 (公社) 日本栄養士会ホームページ <https://www.dietitian.or.jp/> より、お申し込みください。お申し込み後、「申込受け付け」メールが届かない場合は、マイページより登録メールアドレスをご確認の上、ご連絡ください。

支払方法 受講料の支払いは、Web コンビニ支払いまたはクレジット支払いとさせていただきます。受講確定後、支払情報メールをお送りしますのでご確認の上、お支払いください。

支払締切までに入金手続きが完了していない場合は、受講ができませんので予めご了承ください。

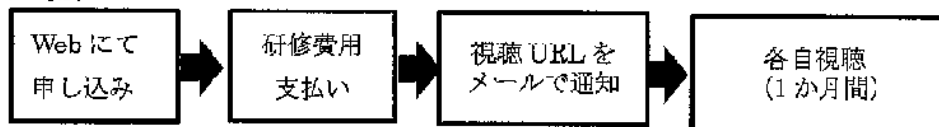
申込に関する注意事項

- ・既納の受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ・視聴 URL が期日までに届かない場合には、fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp までご連絡ください。会員の皆様はマイページからご確認いただけます。

視聴における注意事項

- ・視聴 URL は事前にお送りします。
- ・公益社団法人日本栄養士会プライバシーポリシー<https://www.dietitian.or.jp/privacy/>および利用規約 <https://www.dietitian.or.jp/terms/>をご確認のうえ、視聴してください。
- ・映像、掲載資料、文章、イラスト、ロゴ、写真、その他の著作物の著作権その他の権利は、当会又は第三者に帰属します。著作権法によって認められる場合を除き、著作権者の事前の許可なく、動画及び資料の一部または全部を、無断で複製（録画・録音・撮影・ダウンロードなど）し、それを転載転用・改変・配布・販売など、不正に利用することを固く禁止します。
- ・視聴には大量のデータ（パケット）通信を行うため、携帯・通信キャリア各社にて通信料が発生します。データ通信量が一定の基準に達した時点で通信会社での通信速度制限が行われることがあります。スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、Wi-Fi 環境でのご利用を推奨します。なお、発生したデータ通信費用について日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
- ・同一者の複数同時接続はできません。本研修会は、受講者のみの視聴を前提としていきますので、受講者以外の方と一緒に視聴されたり、配信用アドレスを第三者に提供したりすることに厳にお控えください。
- ・視聴に問題が生じた場合は、必ずログアウトを行って、別の環境（デバイス、ブラウザ、回線等）でのご視聴をお試してください。
- ・視聴にあたり生じたいかなる損害について、日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。

受講までの流れ



生涯教育単位 実務研修 福祉関連法規・制度の理解 FS80-103 講義1単位

お問い合わせ先 〒105-0004

東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル 6 階

公益社団法人日本栄養士会 福祉職域研修会担当係

TEL : 03-5425-6555 E-mail : fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp

【栄養関連加算の解釈とポイントを学ぶ】

今知っておきたい！実践例から学ぶ介護報酬（入所・通所）研修会
開催要領

趣 旨 令和6年度介護報酬改定では、リハビリテーション・機能訓練、栄養、口腔の一体的取組を推進し、自立支援・重度化防止を効果的に進めることが示されました。入所・通所においては、より一層のリハビリ・栄養・口腔の専門職を中心にした多職種との連携が求められます。また、介護保険施設入所者が施設を退所する際の情報提供に加算が新設されたことで医療・施設・居宅（地域）の情報共有が拡がり、同職種間や他職域との連携が拡がることが期待されます。

本研修会では、入所・通所での栄養関連加算の解釈とポイントと実践例を基に加算算定のためのスキルを習得していただきます。

主 催 （公社）日本栄養士会

日 時 2025年6月3日（日）13:00～16:10

配信方法 ライブ配信（Web会議システム Zoom を利用）

入室方法 パソコン・スマートフォン・タブレットをご用意の上、受講確定後にお送りする入室 URL よりご参加ください。なお、本研修会では当日ビデオ ON（カメラ付き）にてご参加をお願いいたします。

対 象 者 管理栄養士・栄養士

運営協力 アットビジネスセンター

内 容 12:30～13:00 受付（Web 入室）

13:00～13:05 主催者挨拶（公社）日本栄養士会福祉職域担当理事

13:05～13:30 概要説明「介護報酬から見た今求められる管理栄養士とは（仮）」

（公社）日本栄養士会福祉職域担当理事 元家 玲子

13:30～14:30 講義「介護保険施設での実践例～一体的取組を通しての経口移行・経口維持加算、退所時情報～（仮）」

特別養護老人ホーム岡山シルバーセンター 管理栄養士 窪田 紀之

14:30～14:40 休憩

14:40～15:40 講義「通所事業所での実践例～栄養関連加算を通しての多職種との関わり～（仮）」

介護老人保健施設湯の里まとは 管理栄養士 修行さやか

15:40～16:10 質疑応答

16:10 閉会

参加資格 管理栄養士・栄養士

参加定員 200名

受講料 22,000円（税込）、〔（公社）日本栄養士会会員割引価格 3,300円（税込）〕

ただし、定員になり次第締め切ります。

申込方法 （公社）日本栄養士会ホームページ <https://www.dietitian.or.jp/>より、お申し込みください。

お申し込み後、「申込受け付け」メールが届かない場合は、マイページより登録メールアドレスをご確認の上、ご連絡ください。

支払方法 受講料の支払いは、Web コンビニ支払いまたはクレジット支払いのみとさせていただきます。(支払方法に関するお問い合わせはご遠慮ください)

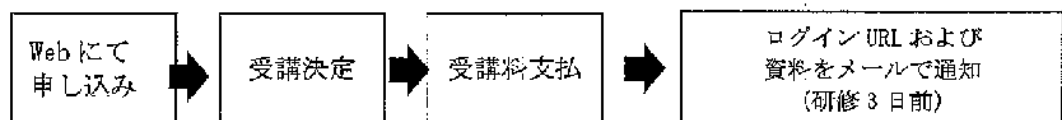
申込に関する注意事項

- ・既納の受講料は、原則としてお返しいたしません。
- ・領収書が必要な方は、入金完了メールより各自ダウンロードをお願いいたします。

視聴における注意事項

- ・入室 URL および資料は研修会当日までにお送りします。
- ・双方向の研修会となりますので、ビデオ機能を備えた機器での受講をお願いします。
- ・公益社団法人日本栄養士会プライバシーポリシー
<https://www.dietitian.or.jp/privacy/>
および利用規約 <https://www.dietitian.or.jp/terms/>をご確認のうえ、視聴してください。
- ・映像、掲載資料、文章、イラスト、ロゴ、写真、その他の著作物の著作権その他の権利は、当会又は第三者に帰属します。著作権法によって認められる場合を除き、著作権者の事前の許可なく、動画及び資料の一部または全部を、無断で複製（録画・録音・撮影・ダウンロードなど）し、それを転載転用・改変・配布・販売など、不正に利用することを固く禁止します。
- ・視聴には大量のデータ（パケット）通信を行うため、携帯・通信キャリア各社にて通信料が発生します。データ通信量が一定の基準に達した時点で通信会社での通信速度制限が行われることがあります。スマートフォンやタブレットでご視聴の場合は、Wi-Fi環境でのご利用を推奨します。（推奨動作環境をご確認ください。）なお、発生したデータ通信費用について日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
- ・同一ID・PWを利用した複数同時接続はできません。本研修会は、受講者のみの視聴を前提としていますので、受講者以外の方と一緒に視聴されたり、配信用アドレスを第三者に提供したりすることは厳にお控えください。
- ・視聴に問題が生じた場合は、必ずログアウトを行って、別の環境（デバイス、ブラウザ、回線等）でのご視聴をお試してください。
- ・視聴にあたり生じたいかなる損害について、日本栄養士会は一切の責任を負いかねます。

受講までの流れ



生涯教育単位 関係機関・地域との連携：FS412-105 講義2単位

お問い合わせ先 〒105-0004 東京都港区新橋 5-13-5 新橋 MCV ビル6階

公益社団法人日本栄養士会 福祉職域研修会担当係

TEL：03-5425-6555

E-mail：fukushi-jigyobu@dietitian.or.jp

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 8 日

各 都道府県 民生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する優遇融資の拡充について

独立行政法人福祉医療機構では、社会福祉施設等を整備する際に必要となる設置・整備資金や経営資金を長期・固定で融資しております。

今般の物価高騰の影響を受けて減益となった社会福祉施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、経営資金については、事務連絡「物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等に対する融資について（令和 6 年 12 月 23 日）」で告示したとおり、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行ってきたところです。そうした中で、引き続き収支が悪化している施設等に対して更なる支援を行うため、本優遇融資を大幅に拡充し、無利子かつ無担保等の優遇措置を講じた融資を行うこととなりました。

つきましては、対象となった社会福祉施設等が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、管内の関係機関、社会福祉施設等に対する周知について、改めてご協力いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課振興係

代表電話：03-5253-1111（内線 2866）

直通電話：03-3595-2616

【優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

福祉貸付 物価高騰対応資金専用番号

直通電話：03-3438-0403

(別紙)

令和7年度



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

＜対象となる施設・事業＞

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業
(医療貸付のみ)
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画(活用意向調査)の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	1.50%※1	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益(医療収益)の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 限度額	①500万円 ②次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益の2月分	①500万円 ②③次のうち、いずれか高い額 ・500万円 ・直近の事業収益(医療収益)の2月分
貸付金の限度額※2	(①に該当する場合) 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・病院：7.2億円 ・介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・その他の施設、事業：4,000万円 (①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額) ・物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人※3	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和7年4月1日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表(PDF)もしくは医療貸付利率表(PDF)の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。
医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

▼利率表はこちら



お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/

